

令和4年第3回本巢市議会定例会議事日程（第5号）

令和4年9月27日（火曜日）午前9時 開議

- 日程第1 諸般の報告
- 日程第2 議案第42号 本巢市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第3 議案第43号 本巢市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第4 議案第44号 市道路線の廃止及び認定について
- 日程第5 議案第45号 令和4年度本巢市一般会計補正予算（第4号）について
- 日程第6 議案第46号 令和4年度本巢市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第7 議案第47号 令和4年度本巢市企業用地造成事業特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第8 議案第48号 令和4年度本巢市水道事業会計補正予算（第1号）について
- 日程第9 認定第1号 令和3年度本巢市一般会計歳入歳出決算について
- 日程第10 認定第2号 令和3年度本巢市国民健康保険特別会計歳入歳出決算について
- 日程第11 認定第3号 令和3年度本巢市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について
- 日程第12 認定第4号 令和3年度本巢市企業用地造成事業特別会計歳入歳出決算について
- 日程第13 認定第5号 令和3年度本巢市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算について
- 日程第14 認定第6号 令和3年度本巢市水道事業会計決算について
- 日程第15 認定第7号 令和3年度本巢市下水道事業会計決算について
- 日程第16 議案第49号 本巢市手数料徴収条例の一部を改正する条例について
- 日程第17 議案第50号 工事請負契約の締結について（本巢市新庁舎建設工事）
- 日程第18 議案第51号 工事請負契約の締結について（弾正幼稚園建設工事）
- 日程第19 議案第52号 令和4年度本巢市一般会計補正予算（第5号）について
- 日程第20 常任委員会委員の選任について
- 日程第21 議会運営委員会委員の選任について

本日の会議に付した事件

- 第1 諸般の報告
- 第2 議案第42号 本巢市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
- 第3 議案第43号 本巢市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について
- 第4 議案第44号 市道路線の廃止及び認定について
- 第5 議案第45号 令和4年度本巢市一般会計補正予算（第4号）について
- 第6 議案第46号 令和4年度本巢市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について
- 第7 議案第47号 令和4年度本巢市企業用地造成事業特別会計補正予算（第2号）について
- 第8 議案第48号 令和4年度本巢市水道事業会計補正予算（第1号）について
- 第9 認定第1号 令和3年度本巢市一般会計歳入歳出決算について
- 第10 認定第2号 令和3年度本巢市国民健康保険特別会計歳入歳出決算について

- 第11 認定第3号 令和3年度本巢市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について
第12 認定第4号 令和3年度本巢市企業用地造成事業特別会計歳入歳出決算について
第13 認定第5号 令和3年度本巢市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算について
第14 認定第6号 令和3年度本巢市水道事業会計決算について
第15 認定第7号 令和3年度本巢市下水道事業会計決算について
第16 議案第49号 本巢市手数料徴収条例の一部を改正する条例について
第17 議案第50号 工事請負契約の締結について（本巢市新庁舎建設工事）
第18 議案第51号 工事請負契約の締結について（弾正幼稚園建設工事）
第19 議案第52号 令和4年度本巢市一般会計補正予算（第5号）について
追加日程1 議会議長辞職の許可について
追加日程2 議会議長の選挙
追加日程3 議会副議長辞職の許可について
追加日程4 議会副議長の選挙
第20 常任委員会委員の選任について
第21 議会運営委員会委員の選任について
追加日程5 議会だより編集特別委員会委員辞任の許可について
追加日程6 議会だより編集特別委員会委員の選任について
追加日程7 庁舎整備検討特別委員会委員辞任の許可について
追加日程8 庁舎整備検討特別委員会委員の選任について
追加日程9 議案第53号 本巢市監査委員の選任について

出席議員（15名）

1番	高橋知子	2番	瀬川照司
3番	飯尾龍也	4番	片岡孝一
5番	高橋時男	6番	高橋勇樹
7番	今枝和子	8番	高田浩視
9番	河村志信	10番	堀部好秀
11番	鏑本規之	12番	黒田芳弘
13番	臼井悦子	14番	道下和茂
16番	大西徳三郎		

欠席議員（なし）

欠員（1名）

地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者の職、氏名

市長	藤原 勉	副市長	大野 一彦
教育長	川治 秀輝	総務部長	原 誠
企画部長	高橋 誠	市民環境部長	村澤 勲
健康福祉部長	小椋 真二	産業建設部長	高木 孝人
林政部長	高井 和之	上下水道部長	谷口 博文
教育委員会 事務局長	青山 英治	会計管理者	瀬川 清泰

本会議に職務として出席した者の職、氏名

議会事務局長	内藤 睦雄	議会書記	大久保 守康
議会書記	山本 憲	議会書記	後藤 謙治

開議の宣告

○議長（黒田芳弘君）

ただいまの出席議員数は15人であり、定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、配付のとおりです。

なお、本日の会議時間は、議事の都合によりあらかじめ延長します。

日程第1 諸般の報告

○議長（黒田芳弘君）

日程第1、諸般の報告を行います。

各常任委員会からの報告をお願いします。

初めに、予算決算委員会の報告を委員長に求めます。

予算決算委員会委員長 鏑本規之君。

○予算決算委員会委員長（鏑本規之君）

それでは、予算決算委員長報告をさせていただきます。

8月31日の本会議において当委員会に付託されました議案は、議案第45号から議案第48号までの補正予算と、認定第1号から認定第7号までの決算認定の計11件であります。

付託同日、本会議散会後に本庁舎3階全員協議会室において当委員会を開催し、コロナ禍でありますことから、執行部からの付託案件の補足説明を資料に代えさせていただき、配付をした後、分科会を設置して、各分科会に審査項目を割り振りして審査することにいたしました。

その後、分科会は、9月12日に産業建設分科会、9月13日に総務企画分科会、9月14日に文教福祉分科会を開催して審査を行い、3つの分科会終了後の9月21日午前9時より本庁舎3階全員協議会室において、藤原市長、大野副市長、川治教育長、各部局長のほか関係職員の出席を求め、各分科会長から審査報告を受けた後、委員全員で付託案件の審査を行いました。

以上、予算決算委員会の報告とさせていただきます。

○議長（黒田芳弘君）

続いて、産業建設委員会の報告を委員長に求めます。

産業建設委員会委員長 高田浩視君。

○産業建設委員会委員長（高田浩視君）

報告いたします。

9月12日午前9時から、糸貫分庁舎2階特別会議室において産業建設委員会を開催しました。

委員会には委員6名が出席し、藤原市長、大野副市長、各所管部長のほか関係職員の出席を求め、付託案件1件の審査を行いました。

審査・協議の前に、現地視察として市道の廃止及び認定箇所、東海環状自動車道早野工区の視察

を行いました。視察を終えた後、会議を再開し、産業建設部の付託案件である議案第44号 市道路線の廃止及び認定についての審査を行いました。

以上、産業建設委員会の報告といたします。

○議長（黒田芳弘君）

続いて、総務企画委員会の報告を委員長に求めます。

総務企画委員会委員長 高橋勇樹君。

○総務企画委員会委員長（高橋勇樹君）

それでは、総務企画委員会委員長の報告をさせていただきます。

9月13日午前9時から、本庁舎3階第1委員会室において総務企画委員会を開催しました。

委員会には委員6名が出席し、藤原市長、大野副市長、各所管部長のほか関係職員の出席を求め、付託案件1件の審査を行いました。

企画部の付託案件である議案第42号 本巣市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についての審査を行いました。

以上、総務企画委員会の報告といたします。

○議長（黒田芳弘君）

続いて、文教福祉委員会の報告を委員長に求めます。

文教福祉委員会委員長 今枝和子君。

○文教福祉委員会委員長（今枝和子君）

それでは、報告させていただきます。

9月14日午前9時から、真正分庁舎3階第1委員会室において文教福祉委員会を開催いたしました。

委員会には委員5名が出席し、議案説明のため藤原市長、大野副市長、川治教育長、各所管部長のほか関係職員の出席を求め、付託案件1件の審査を行いました。

市民環境部関係の付託案件である議案第43号 本巣市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例についての審査を行いました。

以上、文教福祉委員会の報告といたします。

○議長（黒田芳弘君）

以上で諸般の報告を終わります。

日程第2 議案第42号（委員長報告・質疑・討論・採決）

○議長（黒田芳弘君）

日程第2、議案第42号 本巣市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

議案第42号については、総務企画委員会に付託してありましたので、委員長に審査の経過並びに結果の報告を求めます。

総務企画委員会委員長 高橋勇樹君。

○総務企画委員会委員長（高橋勇樹君）

それでは、委員会の報告をいたします。

議案第42号 本巣市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について、審査の経過と結果について報告いたします。

執行部からの補足説明はなく、審査に入りましたが、委員からの質疑等はなく、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上、報告といたします。

○議長（黒田芳弘君）

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

委員長は自席へお戻りください。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第42号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決すべきものであります。本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員です。御着席ください。したがって、議案第42号 本巣市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

日程第3 議案第43号（委員長報告・質疑・討論・採決）

○議長（黒田芳弘君）

日程第3、議案第43号 本巣市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

議案第43号については、文教福祉委員会に付託してありましたので、委員長に審査の経過並びに結果の報告を求めます。

文教福祉委員会委員長 今枝和子君。

○文教福祉委員会委員長（今枝和子君）

議案第43号 本巣市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について、審査の経過と結果について報告します。

執行部からの補足説明後、質疑を行いました。

委員から、医療費を無料とする現在の制度を高校生世代に拡大するに当たり、所得制限や自己負担の内容は検討されたかとの質疑に対し、執行部から、現行制度におきましても乳幼児等は所得制限が設けられていないことや県内他市町の状況も参考に、所得制限や自己負担の内容を検討しましたとの答弁がありました。

高校生世代の見込み人数と、条例改正に伴い増額となる医療費の額はどの質問に対し、執行部から、対象者となります新高校生、新高校1年生から3年生までの人数は約1,150人で、医療費は3,190万円を見込んでいますとの答弁がありました。

改正する制度を実施する県内市町村の状況はどの質問に対し、執行部から、4月1日現在で高校生世代まで医療費を助成している市町村は8市14町1村ですとの答弁がありました。

このタイミングで条例改正することにした理由はどの質問に対し、執行部から、現在新型コロナウイルスの関係で経済が停滞し、ウクライナ紛争で物価が急騰して経済的に困窮している世帯が大変増えておりますことを踏まえて、少子化対策や子育て世帯に対する経済的な支援を行うためですとの答弁がありました。

採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

以上、御報告いたします。

○議長（黒田芳弘君）

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

委員長は自席へお戻りください。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第43号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決すべきものであります。本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員です。御着席ください。したがって、議案第43号 本巢市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

日程第4 議案第44号（委員長報告・質疑・討論・採決）

○議長（黒田芳弘君）

日程第4、議案第44号 市道路線の廃止及び認定についてを議題といたします。

議案第44号については、産業建設委員会に付託してありましたので、委員長に審査の経過並びに結果の報告を求めます。

産業建設委員会委員長 高田浩視君。

○産業建設委員会委員長（高田浩視君）

報告します。

議案第44号 市道路線の廃止及び認定について、審査の経過と結果について報告いたします。

執行部から補足説明はなく、質疑を行いました。

委員から、真正23805号線について一部補修が必要と思われる箇所が見受けられたがとの質疑に、執行部から、現場の状況を確認し、補修の必要な箇所については施工業者に早急に対応するように指導します。なお、寄附採納後2年間は瑕疵担保がありますとの答弁がありました。

採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告いたします。

○議長（黒田芳弘君）

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

委員長は自席へお戻りください。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第44号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決すべきものであります。本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員です。御着席ください。したがって、議案第44号 市道路線の廃止及び認定については、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

日程第5 議案第45号から日程第8 議案第48号まで（委員長報告・質疑・討論・採決）

○議長（黒田芳弘君）

日程第5、議案第45号 令和4年度本巢市一般会計補正予算（第4号）についてから日程第8、議案第48号 令和4年度本巢市水道事業会計補正予算（第1号）についてまでを一括議題とします。

議案第45号から議案第48号までについては、予算決算委員会に付託してありましたので、委員長

に審査の経過並びに結果の報告を求めます。

予算決算委員会委員長 鏑本規之君。

○予算決算委員会委員長（鏑本規之君）

それでは、予算決算委員会の報告をさせていただきます。

9月21日開催の当委員会に付託されました議案第45号から議案第48号までの補正予算について、審査の経過と結果について御報告いたします。

本案につきましては、9月12日から14日までの各分科会で審査の後、質疑と委員間の意見交換を行い、採決の結果、議案第45号については賛成多数、また議案第46号から議案第48号については全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

以上、報告とさせていただきます。

○議長（黒田芳弘君）

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

委員長は自席へお戻りください。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[挙手する者なし]

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第45号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決すべきものであります。本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[「ちよっとちよっと。今45号、一般会計補正予算のところですね」と呼ぶ者あり]

そうです。

[「これは委員長報告もあったように、賛成多数ということでもありますので、反対の討論をしたいと思っておりますので、よろしく願いをいたします」と呼ぶ者あり]

暫時休憩します。

午前10時07分 休憩

午前10時08分 再開

○議長（黒田芳弘君）

再開をいたします。

これより議案第45号の討論を行います。

討論はありませんか。

[挙手する者あり]

11番 鏑本規之君。

○11番（鏑本規之君）

一般会計補正予算について、反対の立場から討論に参加をさせていただきます。

今回の補正予算、大きな問題はないように思われますけれども、1点、補正予算ではありますけれども、予算については全体のことも含めてが仕組まれております。その中において、庁舎のことについていろいろな問題がある中において、反対の討論をさせていただきます。

庁舎建設においては、過去においていろいろな協議をしてまいりました。その中において、執行部の説明は、まず最初に合併特例債が期間内に協議をしてくださいと、場所を決めてくださいと、合併特例債の期間内にできるようにという要請があり、庁舎検討委員会においてはその趣旨に従って協議をしてまいりました。いつまでにやらなければいけないかというリミットも計算にしたとき、質問の中で、建設完成までにどの程度の必要を要するかということをお尋ねしたところ、おおむね4年ということでありました。

この会議は平成31年に行われております。平成31年ということは令和元年と年代的には一緒であります。そうすると、そこからおおむね4年ということになりますと、令和4年には大体の工事が終わっていなければいけないということになります。また、合併特例債の期限が、その当時ですと平成35年度ということになっておりました。令和に戻しますと、令和6年度ですから、3月いっぱいということになります。

そういう中において、今回の補正の中にもあるように、どう考えても完成ができないであろうと思っております。庁舎整備のための位置を設定することを決める、その決めたときの年代を言いますと、令和2年9月に条例改正を行っているはずであります。そして、土地の予算、買うための予算が当議会に提出されたのが令和3年3月議会であったと記憶しております。それからおおむね4年ということになりますと、3足す4は7でありますので、完成は令和7年度ということになります。日程的に当初の説明から逆算していきますと、庁舎の完成にはとても間に合わないであろうというふうに感ずるわけであります。

また、その説明の中においては、庁舎を造るにおいて、建設から約50年の維持管理費が約100億という説明がされております。これを、もし万が一合併特例債期間内にできないとすると、建設費用はもとより、維持管理費を含めると100億もお金を市民に負わせるということになります。責任ある議員として、できる可能性の非常に薄い計画予算について認めることはできかねますので、市民から負託を受け、市民の声の代弁者として議員をやっている私としては到底賛成しかねます。

議員各位におかれましては、よく検討していただき、私の反対の討論をよく理解していただき、どうか反対のほうに回っていただくことを切にお願いをして、反対討論とさせていただきます。

○議長（黒田芳弘君）

ただいま反対の発言がございましたが、原案に賛成の発言はありませんか。

[挙手する者あり]

16番 大西徳三郎君。

○16番（大西徳三郎君）

今、反対の討論がありましたので、賛成の討論をいたします。

そもそも先ほど委員長から、全会一致ではなく賛成多数であったということで報告がありました。その原因をつくったのは私でありまして、たまたまそのときはぼーっとしておりまして、手を挙げるタイミングを忘れてしまったというか、そんなことがあったということがその原因であります。

しかし、そのことはそのことで私なりに深く反省しておりますけど、今、鏗本議員のほうからる説明をいただききました。反対のための説明をいただきました。これは、ずうっと今、鏗本議員が言われたようなことがずうっとあって、それを一つ一つ乗り越えて、一つ一つ解決しながら今現在来ておるかと思えます。そんなことから、我々もずうっといろんなことで議論をしたり、いろんなことで補正予算、今まで出てきましたけど、それこそ積み重ねた結果が今現在に来ておると思っております。

そんなことから話は分かりますけど、そういう積み重ねてきたその結果が今日の予算に来ておるということで、賛成をいたすものであります。どうかよろしく願いをいたします。

○議長（黒田芳弘君）

ほかに討論はありませんか。

〔挙手する者なし〕

これで討論を終わります。

これより議案第45号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決すべきものであります。本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数です。御着席ください。したがって、議案第45号 令和4年度本巢市一般会計補正予算（第4号）については、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

議案第46号 令和4年度本巢市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第46号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決すべきものであります。本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員です。御着席ください。したがって、議案第46号 令和4年度本巢市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）については、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

議案第47号 令和4年度本巢市企業用地造成事業特別会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第47号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決すべきものであります。本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員です。御着席ください。したがって、議案第47号 令和4年度本巢市企業用地造成事業特別会計補正予算（第2号）については、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

議案第48号 令和4年度本巢市水道事業会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第48号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決すべきものであります。本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員です。御着席ください。したがって、議案第48号 令和4年度本巢市水道事業会計補正

予算（第1号）については、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

日程第9 認定第1号から日程第15 認定第7号まで（委員長報告・質疑・討論・採決）

○議長（黒田芳弘君）

日程第9、認定第1号 令和3年度本巣市一般会計歳入歳出決算についてから日程第15、認定第7号 令和3年度本巣市下水道事業会計決算についてまでを一括議題といたします。

認定第1号から認定第7号までについては、予算決算委員会に付託してありましたので、委員長に審査の経過並びに結果の報告を求めます。

予算決算委員会委員長 鏑本規之君。

○予算決算委員会委員長（鏑本規之君）

それでは、予算決算委員会の報告をさせていただきます。

9月21日開催の当委員会に付託されました認定第1号から認定第7号までの決算について、審査の経過と結果について御報告いたします。

本案につきましては、9月12日から14日までの各分科会で審査の後、質疑と委員間の意見交換を行いました。

採決の結果、認定第1号から認定第7号については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

以上、報告といたします。

○議長（黒田芳弘君）

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

自席へお戻りください。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより認定第1号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決すべきものであります。本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員です。御着席ください。したがって、認定第1号 令和3年度本巣市一般会計歳入歳出決算については、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

認定第2号 令和3年度本巣市国民健康保険特別会計歳入歳出決算についてを議題といたします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより認定第2号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決すべきものであります。本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員です。御着席ください。したがって、認定第2号 令和3年度本巢市国民健康保険特別会計歳入歳出決算については、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

認定第3号 令和3年度本巢市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算についてを議題といたします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより認定第3号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決すべきものであります。本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員です。御着席ください。したがって、認定第3号 令和3年度本巢市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算については、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

認定第4号 令和3年度本巢市企業用地造成事業特別会計歳入歳出決算についてを議題といたします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

認定第4号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決すべきものであります。本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員です。御着席ください。したがって、認定第4号 令和3年度本巢市企業用地造成事業特別会計歳入歳出決算については、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

認定第5号 令和3年度本巢市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算についてを議題といたします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより認定第5号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決すべきものであります。本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員です。御着席ください。したがって、認定第5号 令和3年度本巢市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算については、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

認定第6号 令和3年度本巢市水道事業会計決算についてを議題といたします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより認定第6号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決すべきものであります。本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員です。御着席ください。したがって、認定第6号 令和3年度本巢市水道事業会計決算については、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

認定第7号 令和3年度本巢市下水道事業会計決算についてを議題といたします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより認定第7号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決すべきものであります。本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員です。御着席ください。したがって、認定第7号 令和3年度本巢市下水道事業会計決算については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第16 議案第49号（上程・説明・質疑・討論・採決）

○議長（黒田芳弘君）

日程第16、議案第49号 本巢市手数料徴収条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

藤原市長に提案理由と説明を求めます。

市長。

○市長（藤原 勉君）

それでは、本日追加上程させていただきました議案につきまして提案説明を申し上げたいと思います。

議案第49号 本巢市手数料徴収条例の一部を改正する条例についてでございます。

住民票等のコンビニ等交付手数料を引き下げることにより、マイナンバーカードのさらなる普及促進を図るため、この条例を定めるものでございます。

詳細につきましては、市民環境部長から御説明申し上げますので、よろしく御審議いただきまして、御議決賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（黒田芳弘君）

議案第49号の補足説明を村澤市民環境部長に求めます。
村澤部長。

○市民環境部長（村澤 勲君）

それでは、議案第49号 本巢市手数料徴収条例の一部を改正する条例につきまして補足説明をさせていただきます。

お手元の追加議案の概要1ページを御覧願います。

1の改正趣旨でございますが、マイナンバーカードを利用し、コンビニ等の端末機による住民票等の交付手数料を引き下げ、受益者負担を軽減することにより、マイナンバーカードのさらなる普及促進を図るため、所要の改正を行うもの。また、併せて別表中の字句の整理をするため、所要の改正を行うものでございます。

2の改正内容につきましては、2ページにあります別表の新旧対照表で御説明をさせていただきますと思います。

右側が現行、左側が改正案となっております。

表の真ん中にあります手数料の名称ごとに説明をさせていただきます。

最初に、戸籍謄抄本交付手数料、戸籍記録事項証明書交付手数料に関するものでございますが、金額の欄の450円の次に（端末機による交付にあつては、350円）を付け加えるものでございます。この端末機につきましては、括弧内である説明をしておりますが、コンビニ等に設置されております自動証明書交付機及び真正分庁舎に設置されておりますキオスク端末のことでございます。

次に、3ページをお願いいたします。

戸籍証明書交付手数料に関する金額の欄ですが、表の右側の現行は、350円の次に、ただし書で婚姻、離婚等の届出の受理について、上質紙を用いる場合にあつては1,400円にするという特例を記載しておりましたが、本別表では、こうした特例事項は括弧書きで記載されておりますので、「ただし、」を削り、括弧書きに統一するという字句の整理でございます。

次に、表の一番下にあります住民票写し等交付手数料に関するものでございますが、金額の欄の「300円」の次に「（端末機による交付にあつては、200円）」を付け加えるものでございます。

続きまして、4ページをお願いいたします。

戸籍附票写し交付手数料、次の租税公課証明書交付手数料、次の印鑑登録証明書交付手数料に関するものでございますが、いずれも金額の欄の「300円」の次に「（端末機による交付にあつては、200円）」を付け加えるものでございます。

続きまして、5ページをお願いいたします。

公文書写し等交付手数料に関するものでございますが、「ただし、」を削り、括弧書きに統一するという字句の整理でございます。

それでは、1ページにお戻りください。

3の施行期日につきましては、令和4年12月1日でございます。これは議決後にシステム改修を委託しますが、この改修と運用のテストにおおむね2か月を見込んでおります。

以上、補足説明とさせていただきます。

○議長（黒田芳弘君）

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

11番 鏑本規之君。

○11番（鏑本規之君）

今、説明をるる受けたわけでありませうけれども、その中に、市または民間事業者が設置する端末機であつてという説明があります。市またはということありますので、市においてこの端末機はいかほど設置されているのか、お伺いをいたします。

○議長（黒田芳弘君）

ただいまの質問についての答弁を担当部長に求めます。

村澤部長。

○市民環境部長（村澤 勲君）

それでは、お答えをさせていただきます。

市で設置しておりますのは、今現在、真正分庁舎に置いております1台でございます。以上です。

[挙手する者あり]

○議長（黒田芳弘君）

11番 鏑本規之君。

○11番（鏑本規之君）

一つしかないことを承知で聞いたわけでありませうけれども、これを改正していくということになれば、当然端末機を使用したくなるのが人情であります。その中において、コンビニでやるということと、もう一つは各庁舎の中においても、真正だけになぜあるのかということになりますので、各庁舎に置くというのが、やはり市民にとって平等という形になるのではないかなあという思いをしておるわけでありませう。

あと、市の計画では、2年のうちに庁舎が完成するということになりますので、分庁舎は全部、根尾を除いて1つにするということでありませうので、少なくとも2台は必要になるであろうというふうを考えるわけでありませう。特に根尾においてはコンビニ等々がありませんので、そういうことを鑑みると、2年先には買わなければいけないものということになりますので、今1台増やしても何ら問題はないだろうという思いをしておりますので、このことについては要望という形にしておきますので、何とか予算を組んで、根尾のほうに、今あるものでもいいし、新品でもいいので、置くようにしていただいて、新庁舎完成の折には、このことのやる意義としては、職員に対しての仕

事の軽減ということにもつながりますので、本庁舎においても1台置くということで、これも要望というふうにしておきます。

○議長（黒田芳弘君）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第49号については、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第49号は委員会付託を省略することに決定をいたしました。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第49号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員です。御着席ください。したがって、議案第49号 本巣市手数料徴収条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに決定しました。

日程第17 議案第50号及び日程第18 議案第51号（上程・説明・質疑・討論・採決）

○議長（黒田芳弘君）

日程第17、議案第50号 工事請負契約の締結について（本巣市新庁舎建設工事）及び日程第18、議案第51号 工事請負契約の締結について（弾正幼稚園建設工事）を一括議題といたします。

藤原市長に提案理由と説明を求めます。

市長。

○市長（藤原 勉君）

それでは、提案説明を申し上げます。

まず、議案第50号 工事請負契約の締結について（本巣市新庁舎建設工事）でございます。

本巣市新庁舎建設工事に係る請負契約の締結について、本巣市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

次に、議案第51号 工事請負契約の締結について（弾正幼稚園建設工事）でございます。

弾正幼稚園建設工事に係る請負契約の締結について、本巣市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

以上の詳細につきましては、議案第50号及び議案第51号いずれも総務部長から御説明申し上げますので、よろしく御審議いただきまして、御議決賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（黒田芳弘君）

議案第50号及び議案第51号の補足説明を原総務部長に求めます。

原部長。

○総務部長（原 誠君）

それでは、議案第50号 工事請負契約の締結について（本巣市新庁舎建設工事）につきまして補足説明をさせていただきます。

本巣市議会定例会追加議案の3ページをお開きください。

本巣市新庁舎建設工事につきましては、本年8月24日に入札を執行し、9月6日に岐建・上村特定建設工事共同企業体（岐建株式会社、大垣市西崎町2丁目46番地、代表取締役社長 木村志朗・上村建設株式会社、本巣市上真桑1550番地1、代表取締役 上村聖二）と仮契約を締結したところでございます。

初めに、工事名でございますが、本巣市新庁舎建設工事でございます。

工事の概要でございますが、新庁舎が鉄骨造り、地上3階建て、高耐震構造で、建築面積3,126.20平方メートル、延べ床面積7,793.37平方メートルでございます。また、庁舎に付随する車庫、倉庫、屋根付駐車場と車寄せひさし、駐輪場、ブロー・ポンプ棟、渡り通路を建設し、総延べ床面積は8,981.05平方メートルでございます。

次に、工事場所は本巣市早野地内でございます。

契約の方法は、事後審査型制限付一般競争入札により行っております。

次に、追加議案の概要9ページ、入札執行一覧を御覧ください。

本巣市新庁舎建設工事につきましては、本市の特定建設工事共同企業体取扱要領に基づき、市内建設業者15者が一般競争入札に参加が可能な条件といたしまして、構成員は市内建設業者とする2者の共同企業体として公募いたしました。この企業体のみ応募があり、この1者により入札を執行したところでございます。

追加議案3ページにお戻りください。

次に工期でございますが、本契約締結の日から令和6年3月22日まででございます。

次に契約金額でございますが、消費税及び地方消費税を含めまして47億4,100万円でございます。

以上、議案第50号の補足説明とさせていただきます。

続きまして、議案第51号 工事請負契約の締結について（弾正幼稚園建設工事）につきまして補足説明をさせていただきます。

定例会追加議案の4ページをお開きください。

弾正幼稚園建設工事につきましては、本年8月24日に入札を執行し、9月8日に上村・鷺見特定建設工事共同企業体（上村建設株式会社、本巣市上真桑1550番地1、代表取締役 上村聖二・株式会社鷺見建設、本巣市下福島49番地、代表取締役 鷺見芳男）と仮契約を締結したところでござい

ます。

初めに、工事名でございますが、弾正幼稚園建設工事でございます。

工事の概要でございますが、敷地面積が6,134.38平方メートル、鉄骨造りの2階建てで、建築面積は1,650.19平方メートル、床面積は2,620.39平方メートルでございます。

次に、工事場所は本巣市国領地内でございます。

契約の方法は、事後審査型制限付一般競争入札により行っております。

次に、議案の概要11ページ、入札執行一覧を御覧ください。

弾正幼稚園建設工事につきましては、本市の特定建設工事共同企業体取扱要領に基づき、市内建設業者17者が一般競争入札に参加が可能な条件といたしまして、構成員は市内建設業者とする2者の共同企業体として公募し、この2企業体の応募があり、この2企業体により入札を執行したところでございます。

追加議案の4ページへお戻りください。

次に工期でございますが、本契約締結の日から令和5年10月31日まででございます。

次に契約金額でございますが、消費税及び地方消費税を含めまして10億6,480万円でございます。

以上、議案第51号の補足説明とさせていただきます。以上でございます。

○議長（黒田芳弘君）

議案第50号 工事請負契約の締結について（本巣市新庁舎建設工事）を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

11番 鏑本規之君。

○11番（鏑本規之君）

今、新庁舎の建設についての説明をお聞きいたしました。

この新庁舎建設については、分かりやすいことを言うと、令和元年、その前から携わっております。そのときの説明等々から逆算で考えていきますと、非常に今の説明からすると矛盾というのか、できるかなあという心配をしております。

まず一番の心配は、この建物の建設においてはおおむね2年を要するという説明を受けております。けれども、今日締結をしたとして、完成するのが、ここに書いてあるように令和6年3月22日ということになっていきます。期間としては1年6か月しかありません。また、合併特例債の期日もこの完成という令和6年3月末日、要するに3月いっぱい切れるということになっております。説明によりますと、それまでに完成をしていないと合併特例債が使えないということの説明を受けております。そうなれば、このぎりぎりのところで完成をしなければ合併特例債が使えないということになります。そうなれば、造ってしまったけれども、ある程度完成をしたけれども合併特例債が使えないということになれば、このおおよその金額、47億というお金が市の財源で払わなければいけなくなる。ざっと計算ですら、五七、三十五ですから、35億のお金が一般会計から払わな

ければいけないということになります。これは市民にその分、負担をさせるということにつながります。

そこで、お伺いをいたします。

1年6か月で完成できるのか否か、見解をお伺いいたします。

○議長（黒田芳弘君）

ただいまの質問についての答弁を担当部長に求めます。

原総務部長。

○総務部長（原 誠君）

ただいまの質問についてお答えさせていただきます。

今回の新庁舎の工事につきましては、設計の段階で標準工期といたしまして、先ほど議員がおっしゃいましたとおり、1年6か月の標準工期を設けまして設計をしてございまして、その設計書に基づき完了がされるということでございますので、これに基づいて標準工期内に建設ができるものと考えております。以上です。

[挙手する者あり]

○議長（黒田芳弘君）

鏗本規之君。

○11番（鏗本規之君）

もちろん入札をする以上は、1年でも半年でもできるという自信があつて入札をしてきたらと推測するわけでありますけれども、時が時ですし、いまだウクライナのドンパチが、ドンパチと言っちゃいかんね、議会の中で。ウクライナ紛争というのか、戦争というのかが終わるという兆しが見えておりません。ロシアにおいては、また120万人もの兵隊を募集しているということを鑑みれば、まだまだ続くであろうというふうに思っております。

ウクライナの戦争が始まって約半年近くになるわけでありますけれども、その間の物価上昇等々を鑑みれば、物によっては45%も上がっている。この建設に関する材料費等々も十数%上がっていると聞いております。この単価のことについて言えば、令和元年度の説明においては、約40億ぐらいはかかるであろうという説明の中において、私たちも審議をし、いろいろな形でできる範疇内ということで協議をして、予算も認めてきているわけであります。

その中において、今40億が47億ということで、7億上乗せするということは議会のほうも承知をして、その予算については認めておりますけれども、まだまだ今の現状から見ると非常に不安であります。

そこで、お伺いをいたします。

もし完成できない場合において、合併特例債が特例として使われるのか、使用できるのか、お伺いをいたします。

○議長（黒田芳弘君）

ただいまの質問についての答弁を担当部長に求めます。

高橋企画部長。

○企画部長（高橋 誠君）

ただいまの御質問ですが、当然合併特例債は完成をもってということになっております。今のところ、そういう検討のできる状況の中での協議を進めておりますので、そういった状況が生まれたときに初めて協議をさせていただくことで、今ここでできるできないという判断ができない状況ではありますが、そういったことも想定しながら完成を目指していただく中で予算はつけていきたいというふうに思っております。以上です。

[挙手する者あり]

○議長（黒田芳弘君）

鏑本規之君。

○11番（鏑本規之君）

完成できないということが分かっている入札すれば、それこそ何ですかということですから、答弁としてはそれしかできないだろうということをあえて聞いているわけであります。

協議ということの答弁がありましたけれども、協議とは、どことどこに対して協議をするのか。

まず1点は、合併特例債の延長、全部の延長じゃなくてもいいんですが、私が聞いたところの云々で私も承知して聞いておりますけれども、延びてもやむを得ない事情で延びた場合に合併特例債が使えるのかという協議を国とするのか。

もう一点は、できない場合、非常に可能性が薄い場合、露骨な言い方、ここの席で言っているか悪いか分かりませんが、私も軽四の新車を、中古を買ってあまりよろしくありませんでしたので、新車に替えるように段取りしたところ、軽四ですら4か月かかりました。私が乗っている車を新しくしようとしたけれども、いつ入るか分かりませんということでありました。けれども、これも裏を返せば、ある程度たくさんお金を出せば、ゼロではありませんので、入るかと思っております。その中において、物が入らなければ建物も建てられない。露骨なことを言うと、鉄骨がトン1万円で契約してあるけれども、2万円に跳ね上がったと。仮定ですが、した場合、とてもじゃないけれども、請負業者としては大赤字になりますので、そうなれば、少し安くなるまで仕入れを控えようとするれば当然完成時間が遅れるわけであります。そういうときの業者との単価についての協議をするのかのどちらを指して協議をすると言われたのか、お尋ねをいたします。

○議長（黒田芳弘君）

ただいまの質疑についての答弁を担当部長に求めます。

高橋企画部長。

○企画部長（高橋 誠君）

協議といいますのは、あくまでも期限内に完成できるということで協議を進めております。その先については県・国でございますので、そちらとの協議の財源の手当てをできるための協議という形でございますので、今の現段階で合併特例債を申し込んでいるのは県・国に対してですので、そういったところと協議をしていくということでございます。

○11番（鏑本規之君）

これだと、ちょっと待てよという話になるんだけど、議長、少し延びますけどいいですか。

○議長（黒田芳弘君）

3回ですか。

どうぞ、許可します。

○11番（鏑本規之君）

執行部というのは、物事を執行するから執行部なんですね。だから、できないものをやりますよということはできない、言えないのは分かっている。けれども、私の心配は、完成しなければ合併特例債が使えないということになると、これはもう一大事であります。約30億。もう少し、造成から全てを考えれば、ざっと計算で60億近いお金が一般財源でやるということに、借金をするということになります。ということは、六七、四十二だから、40億近いお金が一般会計から出されるということになれば、本巢市の年間の予算が約160億そこそこですので、非常に市民にとって負担が大きくなる。また、市民サービスが低下するであろうということに心配して、仮説の話ですがお聞きをしたわけでありまして。仮説の話にお答えできないということになれば、それはそれで結構だろうと思っております。

ただ、聞くところによりますと、入札の契約の中において、諸物価が上がった場合の協議というのは記載されているのか。また、何か事件があった場合には、それを補うだけのものが記載されているのか。

特に今回は議会も砂利採掘地を買わないということで動議まで出して、令和3年3月議会において予算を削減いたしました。その土地もやむを得ないという理由で、そこを買わないとそれ以上の経費がかかるということで、議会のほうもやむを得なく砂利採掘地を買うことになったわけでありまして。けれども、砂利採掘地においては、他の場所においては地べたの土地の軟弱さ等々ということを知るためにボーリング調査をしていると聞いております。また、民間企業においては必ずそれをしていると聞いておりますが、この本巢市においては、議会でやむなく買ったという砂利採掘地において、議員の大半がそこは買うんじゃないとって動議まで出して、そして予算を削減した土地について、やむを得なく買うことは仕方なしということで買うことになった土地について、いまだボーリング調査、地質調査がしていないということになっています。もしそこに、あといつやるのか知りませんし、やらないのか知りませんが、もしそこに県の指導に基づいたもの以外のものが埋まっていたとするなら、到底庁舎の完成はおぼつかないものと思っております。

そういうことを踏まえて、できる対策がきちんとなされているのか、契約において物価上昇についての対応がきちんと契約の中にうたわれているのか。

もう一点、地域を優先するというのを踏まえれば、材料等々を地域から買うことをお願いするようなことがなされているのか、最後ですので、3点お伺いをいたします。

○議長（黒田芳弘君）

ただいまの質問についての答弁を担当部長に求めます。

原部長。

○総務部長（原 誠君）

まず今回の工事の、要するに資材が高騰した場合の対応ということでございますが、これについてお答えさせていただきます。

今回の工事設計につきましては、6月上旬に建築費の速報値に基づきまして、本契約時までの上昇分を見込んで積算してありますので、契約金額のとおり執行できるものと考えております。ただし、契約後、いまだに終息が見通せないコロナ禍であることや、ロシアによるウクライナ侵攻、また昨今の円安水準など、これらの複合的な要因で建築資材が高騰した場合には、業者により申出があり、契約書の中にあります物価等のスライド条項によりまして、今後もし仮にそういったことがありましたら、業者と協議を行い、内容を精査し、スライド条項に該当する場合につきましては適正に対応してまいりたいと考えております。

その中の市内業者ということでございますが、こういったことにつきましても、今後そういったことが可能かどうかにつきましても、この工事請負を締結した業者と協議をしていきたいというふうに考えております。

最後の砂利採取跡地のボーリング調査に係ることにつきましては、さきの全協でもちょっとお答えさせていただいたように、ボーリング調査につきましては、新庁舎の敷地を含めまして、令和2年度に新庁舎の基礎形式や耐震対策、それから施工方法を検討するためにボーリング調査を実施しておりますので、今回の砂利採取地につきましてはボーリング調査が実施されておりませんでしたので、同じようなボーリング調査を今年度実施するように、今そういった手続等を進めていきたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（黒田芳弘君）

ほかに質疑ありませんか。

〔挙手する者あり〕

1番 高橋知子君。

○1番（高橋知子君）

新庁舎の入札執行一覧表で、共同企業体とはいえ、1者しか入札がありませんが、これは問題はないのでしょうか。

また、1者だけなので、この金額が妥当だということはどうに判断されたのか、お聞かせください。

○議長（黒田芳弘君）

ただいまの質問についての答弁を担当部長に求めます。

原総務部長。

○総務部長（原 誠君）

この1者について適正かということでございますが、先ほど御説明いたしました、市の基準に基づきまして、今回の工事につきましては、特定建設工事共同企業体での、俗に言うJVという格

好で市内業者も参加できる入札という条件で執行させていただきました。たまたま15者程度が可能な条件として公告しておりますが、結果として1者のみということでしたが、この契約方法につきましても一般競争入札というものが、契約方針に関しましては入札公告を公開して誰もが入札できる、そういった参加できる機会を持つということがございますので、その競争性は十分に確保されているというものでございますので、今回1者のみの参加ではありましたが、参加者は入札参加資格等の要件を満たすものであり、契約の締結としては特に問題ないと考えております。以上でございます。

○議長（黒田芳弘君）

ほかに質疑ありませんか。

〔挙手する者なし〕

これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第50号については、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第50号は委員会付託を省略することに決定をいたしました。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔挙手する者あり〕

11番 鏑本規之君。

○11番（鏑本規之君）

この議案について、反対の立場から反対討論に参加をさせていただきます。

賛成の討論もよろしくお願いをし、反対討論に入りたいと思っております。

今の質疑等々、完成時期が令和6年3月22日ということになっております。合併特例債の期日までは1週間を切るわけであります。コロナ禍において、本当に完成できるのかということであります。もしできなければ、三十数億、強いて言うなら40億近いお金を市民に負担をかけるということになります。市長においては、合併特例債が使えない場合、基金を募ってでも20年近くかかるであろうということであります。今回、合併特例債が使えないということになれば、20年間庁舎を造ることができなくなるわけであります。裏を返せば、合併特例債が使えないということになれば、市民の方たちに20年間の負担を負わせることになります。

また、建設会社の上村はいいんですが、岐建という会社について、この岐建という会社は本巢市の建物、公共事業において、私が議員をやった1年目か2年目ぐらいのときに今の本巢幼稚園を請け負っております。そのときに、私は岐建の担当者、また設計会社に対して、本巢市の庁舎を造ったときに、あなたの工事においては壁のタイルが落ちるといような工事をしています。これに対しては、市民にとっても非常に不利益を被っているよと。だから、今回その汚名を晴らすためにも、

利益を抜きにした幼稚園建設をしっかりとやってくださいということをお願いしました。完成祝賀会のときに、私はあまりそういうことに対する知識がなかったので、ジーパン姿で参加をしたわけでありすけれども、先輩議員に、何ですか、その格好はとって怒られた覚えがありますので、このことについてはよく知っておるわけでありす。それ以後、この岐建という会社は一切の本巢市の公共事業を請け負っておりません。幼稚園も幾つか造っておられます。今回も幼稚園を造ることを入札しておりますけれども、参加をしていない、とてもこの岐建という会社に対しては、私としては不安を持っております。

国交省の道路建設においても、積載オーバーではないかと思われるダンプが、岐建の鑑札をつけた車が多く走っております。そういう中において、1者しか入札に参加をしていない。だから、岐建にやむなく落ちてしまったんだらうという思いをしておるわけでありす。

そういう中において、ウクライナ等々の問題、また合併特例債の問題等々を踏まえると、今、新庁舎建設に対して多くの心配がある中において、立ち止まるのも勇気ではないかというふうに思っております。万が一、合併特例債が使えないということになれば、40億、建物だけを建てることをやめれば30億そこそこの市民の負担で済むわけで、やめれば負担がなくなるわけでありす。新庁舎建設をやめて、十数年前にこの庁舎の隣に増設ということも語られておりました。増設をすることにおいては、期間内にできる可能性は大でありますし、また合併特例債も使えるということを経験すれば、今回のこの締結は、私はやめたほうが良いという思いをしております。

そういう中において、今回のこの締結においては、市民感情を踏まえ、また市民の不安を覚え、また議員としての責任の中から、やめるという、一旦立ち止まるということが大事であろうということを思いますので、そういう思いから反対の討論とさせていただきます。

議員各位も、市民の方たちに選ばれ、市民の声の代弁者としての議員としての自覚をしっかりと胸に収め、どうか反対討論に賛同していただくことを切にお願いをして、私の反対討論といたします。

○議長（黒田芳弘君）

ただいま反対の発言がありました。

原案に賛成の発言はありませんか。

[挙手する者あり]

16番 大西徳三郎君。

○16番（大西徳三郎君）

今、反対討論ということである長い説明をしていただきました。その中で、いろんな心配事が度々いろいろなことであるということで、そういうことも、私なりにそういう心配事というのは持っておりますけれども、そんなことを言っておっては、事は先へ進まないということが一つかなと思います。

それで、岐建と上村建設の共同企業体でありますけど、1者でありますけど、私からいうと、よく応札してくれたなど。我々から見ておったら、本当に応札する業者が、そういう企業体が出てく

るのかなという心配を逆にしておって、1者でもよく入札に応じてくれて、本巢市のためにこの事業の工事をやろうというふうな企業体ですので、いろんな心配もありますけど、金額でのことも、いろんなことでもしかり、日数のことにおいても、また合併特例債のことについても、そういうこと全て含めてここまで来ておるのかなと。あとは市長以下、担当の部長さんたち、また職員の皆さんがしっかりこれから応えてやっていただけると思っていますので、このことについては本当にぎりぎりの場面であるということをご認識していただきまして、賛成をするものであります。

○議長（黒田芳弘君）

ほかに討論はありませんか。

〔挙手する者なし〕

これで討論を終わります。

これより議案第50号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数です。御着席ください。したがって、議案第50号 工事請負契約の締結について（本巢市新庁舎建設工事）は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

議案第51号 工事請負契約の締結について（弾正幼稚園建設工事）を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第51号については、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第51号は委員会付託を省略することに決定しました。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔挙手する者あり〕

11番 鏑本規之君。

○11番（鏑本規之君）

それでは、反対の立場から討論をさせていただきます。

今回の入札についても、10億を超えるという入札であります。工事においては、非常に優秀な地元企業が入札に参加していただきまして、本当に心から頭の下がるわけでありまして。地元企業としては、地元のためにある程度赤字でもやってやろうという意気込みを感じるわけでありましてけれども、議員としてはそれに甘えるわけにはいかないという心配があります。

先ほどの質疑応答の中においても、物価上昇等々について、なった場合にとということについての

明確な説明がなかった。私は、地元企業においてこの戦争という、これからあり得るかあり得ないか分からないような事態において、それに対応するだけの手当てというものが、要望書等々また契約書の中にうたわれていないというように思いましたので、非常に心配をしております。そういうことから反対とさせていただきます。

○議長（黒田芳弘君）

ただいま反対の発言がありました。

原案に賛成の発言はありませんか。

[挙手する者あり]

8番 高田浩視君。

○8番（高田浩視君）

賛成の立場で発言させていただきます。

今、少し社会情勢、大分変わってきたようです。ウッドショック、大分落ち着いてきているようです。円安による、海外からの輸入による材料費高騰は先を読めません。これは分かりません。大分変動しております。今ここにおいて置かれておるのは、仮契約をされて、しっかり仕事をしていこうという下に仮契約をされております。今、私たちはこの仮契約、何ら今問題とすることは無いと思いますので、それを認めて、しっかり建設に向かって本巢市の子どもたちのために早く建設して行って、今の弾正地区の幼稚園の環境を改善してあげることが今の私たちの判断と思いますので、私はこれを賛成したいと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（黒田芳弘君）

ほかに討論はありませんか。

[挙手する者なし]

これで討論を終わります。

これより議案第51号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立多数です。御着席ください。したがって、議案第51号 工事請負契約の締結について（弾正幼稚園建設工事）は、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

[「議長、トイレ休憩」と呼ぶ者あり]

暫時休憩します。

午前11時25分 休憩

午前11時29分 再開

○議長（黒田芳弘君）

再開をいたします。

日程第19 議案第52号（上程・説明・質疑・討論・採決）

○議長（黒田芳弘君）

日程第19、議案第52号 令和4年度本巣市一般会計補正予算（第5号）についてを議題といたします。

藤原市長に提案理由と説明を求めます。

市長。

○市長（藤原 勉君）

それでは、提案説明を申し上げます。

議案第52号 令和4年度本巣市一般会計補正予算（第5号）についてでございます。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ8万6,000円を減額するものでございます。

歳入といたしましては、コンビニ等による証明書交付に係る手数料の減額でございます。

また、歳出といたしましては、コンビニ等による証明書交付に係るシステム改修委託料の増額及び財源調整のための予備費の減額でございます。

詳細につきましては、副市長から御説明申し上げますので、よろしく御審議いただきまして、御議決賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（黒田芳弘君）

議案第52号の補足説明を大野副市長に求めます。

副市長。

○副市長（大野一彦君）

それでは、議案第52号 令和4年度本巣市一般会計補正予算（第5号）につきまして補足説明をさせていただきます。

恐れ入りますが、追加議案のつづりの4ページの次でございます一般会計補正予算書（第5号）の1ページをお開き願います。

第1条の歳入歳出予算の補正につきましては、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ8万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ227億4,340万5,000円とするものでございます。

度々申し訳ございません。今度は議案の概要のつづりを御覧いただきたいと思います。

議案の概要のつづりの12ページでございます補正予算の概要を御覧願います。

まず歳入でございますが、マイナンバーカードのさらなる普及促進に向け、マイナンバーカードを利用して各種証明書を発行することができるコンビニ交付サービスにおける交付手数料を窓口交付の場合と比べて減額することにより、マイナンバーカードの利便性やメリットをより実感していただくものでございまして、12月1日以降の減額に伴う交付手数料8万6,000円の減額でございます。

次に、その下の歳出でございますが、総務費の戸籍住民基本台帳費の74万3,000円につきましては、交付手数料の改正に伴うシステム改修委託料の増額でございます。

その下の予備費82万9,000円の減額につきましては、財源調整により減額をお願いするものでございます。

以上、補足説明とさせていただきます。

○議長（黒田芳弘君）

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第52号については、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第52号は委員会付託を省略することに決定をいたしました。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第52号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員です。御着席ください。したがって、議案第52号 令和4年度本巢市一般会計補正予算(第5号)については、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

ここで暫時休憩といたします。

午前11時34分 休憩

午後1時37分 再開

○議長（黒田芳弘君）

再開をいたします。

ただいまの出席議員数は15人であり、定足数に達しております。

休憩前に引き続き会議を開きます。

このたび、私は一身上の都合により議長の職を辞したいので、ただいまの休憩中、辞職願を副議長に提出いたしました。これより私の一身上の事件に関しますので、地方自治法第117条の規定により、除斥のため退場することとし、副議長と交代をいたします。

〔議長退場〕

〔副議長 議長席に着席〕

○副議長（河村志信君）

ただいま黒田議長から議長の辞職願があり、退場されましたので、地方自治法第106条第1項の規定により、私が議長の職務を行います。

お諮りします。ここで、議会議長辞職の許可についてを日程に追加し、追加日程1として直ちに議題とすることに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議会議長辞職の許可についてを日程に追加し、追加日程1として直ちに議題とすることに決定しました。

追加日程1 議会議長辞職の許可について

○副議長（河村志信君）

追加日程1、議会議長辞職の許可についてを議題といたします。

まず、書記に辞職願を朗読させます。

書記、お願いいたします。

○議会事務局書記（山本 憲君）

令和4年9月27日、本巣市議会副議長様。本巣市議会議長 黒田芳弘。

辞職願。今般、一身上の都合により、議長を辞職したいから、許可されるようお願い出ます。以上です。

○副議長（河村志信君）

お諮りします。黒田芳弘君の議長辞職を許可することに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、黒田芳弘君の議会議長辞職の許可については許可することに決定いたしました。

議会議長辞職の許可についてが終了しましたので、黒田芳弘君の入場を許可します。

〔議長入場〕

黒田芳弘君に申し上げます。

黒田芳弘君の議長辞職を許可することに決定しました。

黒田芳弘君は登壇し、御挨拶をお願いします。

○12番（黒田芳弘君）

このたび議長の職を辞職することになりました。

振り返れば、前回の任期からまたいで2年という長い間、議長という職を務めさせていただいたわけですが、この間、特に思い出されるのは、コロナの真っさなかということで、議会での感染を防止することに大変気を遣ったこの2年間でございました。よくよく考えますと、やはり議会内で感染が拡大をしますと議会が開けなくなる、そういった一番思いもしなかったことを議長として務めた中で感じて、皆様からはそう見えなかったかも分かりませんが、非常にその面は気を

遣った次第でございます。

今日、議長辞職となりましたが、本当にこれまで皆様方には円滑な議会運営、議事の進行に御協力いただきましたことを感謝申し上げ、本日退任に当たっての私からの御挨拶とさせていただきます。本当に皆さん、長い間ありがとうございました。（拍手）

○副議長（河村志信君）

ただいま議長が欠けました。

お諮りします。ここで議会議長の選挙を日程に追加し、追加日程2とし、直ちに議長の選挙を行いたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議会議長の選挙を日程に追加し、追加日程2とし、直ちに選挙を行うことに決定しました。

追加日程2 議会議長の選挙

○副議長（河村志信君）

追加日程2、議会議長の選挙を行います。

選挙は投票で行います。

議場の出入口を閉めます。

〔議場閉鎖〕

立会人を指名します。

会議規則第30条第2項の規定により、立会人に議席番号1番 高橋知子君と2番 瀬川照司君を指名します。

投票用紙を配付します。

念のため申し上げます。投票は単記無記名とします。

投票用紙に被選挙人の氏名のみを記載してください。

〔投票用紙配付〕

投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

配付漏れなしと認めます。

投票箱の点検をします。

〔投票箱点検〕

異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

投票用紙に被選挙人の氏名を記入の上、事務局長が議席番号と氏名を読み上げますので、1番議員から順次に投票願います。

〔投票〕

投票漏れはありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

投票漏れはなしと認めます。

投票を終了します。

ただいまより開票を行います。

立会人は、開票の立会いをお願いいたします。

〔開 票〕

選挙の結果を報告します。

投票総数15票、うち有効投票14票、無効投票1票。

有効投票中、大西徳三郎君が14票。

以上のとおりです。この選挙の法定得票数は4票ですので、したがって大西徳三郎君が議長に当選されました。

議場の出入口を開きます。

〔議場開鎖〕

ただいま議長に当選された大西徳三郎君が議場におられますので、会議規則第31条第2項の規定により当選の告知をします。

大西徳三郎君は登壇し、御挨拶をお願いいたします。

○新議長（大西徳三郎君）

ただいまは多くの皆さんの御支援、投票をいただきまして本当にありがとうございます。

16番席におるといふことで、いつも隅っこからずうっと皆さんを見ておったりなんかするわけですが、長くもやっておるし、そんなことで最後に皆さんから一つの御褒美をいただいたかなと、そんなふうな思いでありますけど、前任者の黒田議員においては、本当にまたいで2年といふことで大変よくやっていたと思います。僕はすぐそばにおって、いろんなことがあるわけですが、やっぱりつらい思い、また自分でいろんなことを葛藤しながらずうっと進めてきておったかなと。僕より年は若いですが、知識も豊富であり、いろんなことを常に勉強しておって、この本巢市の議会をこのように議長として支えてくれたかなといふことで、黒田議員については本当に感謝を申し上げたいと思います。ありがとうございました。

僕につきましては、先ほどちょっと言いましたけど、ずうっと長く議員をやっておるといふことで、皆さんにそのことが認められて、またいろんなところであまり発言はしませんが、その時々には発言をさせていただいて、皆さん方の意見を聞きながら、また皆さん方の行動を見ながら、これからは進めていきたいなと思っております。

先ほど全協の場で意見が分かれましたが、議会改革ということもやっぱりやっていかなきゃならないのかなと。会議規則も、やっぱり2つに分かれるようなことでは駄目ですので、やっぱり会議規則の見直しをしながら、これからやらなければならないのかなと思っております。

もう一つは、この本巢市議会は1期生、2期生が非常に多いといふことで、若い議員であります

から、我々それこそ古参議員が若い議員を育てるということは大変失礼でありますけど、そういう気持ちでもって、これから進めていきたいなと思っております。

いずれにしても、藤原市長もまだ健在で、執行部の皆さんも元気はつらつで今日もいろんなことをやってくれております。そんなことで執行部ともいろんなことを協力しながら、この本巢市のために働いていきたいなと思っております。

本当に今日はありがとうございます。また今後ともよろしく願います。ありがとうございます。（拍手）

○副議長（河村志信君）

これで私の職務は全て終了しました。御協力ありがとうございました。

新議長 大西徳三郎君、議長席へお願いいたします。

〔新議長 議長席に着席〕

○議長（大西徳三郎君）

暫時休憩します。

午後 2 時 00 分 休憩

〔故安倍晋三元内閣総理大臣の国葬に際し、黙祷〕

午後 2 時 04 分 再開

○議長（大西徳三郎君）

それでは再開をいたします。

ただいまの出席議員数は15名であり、定足数に達しております。

休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまの休憩中に河村志信君から副議長の辞職願が提出されました。

議事の都合上、暫時休憩いたします。

午後 2 時 05 分 休憩

午後 2 時 05 分 再開

○議長（大西徳三郎君）

それでは再開をいたします。

お諮りします。ここで、議会副議長辞職の許可についてを日程に追加し、追加日程 3 として直ちに議題としたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議会副議長辞職の許可についてを日程に追加し、追加日程 3 として直ちに議題とすることに決定いたしました。

追加日程 3 議会副議長辞職の許可について

○議長（大西徳三郎君）

追加日程3、議会副議長辞職の許可についてを議題といたします。
地方自治法第117条の規定により、河村志信君の退場を求めます。

〔副議長退場〕

議会書記に辞職願を朗読させます。

○議会事務局書記（山本 憲君）

令和4年9月27日、本巢市議会議長様。本巢市議会副議長 河村志信。

辞職願。今般、一身上の都合により、副議長を辞職したいから、許可されるようお願い出ます。以上です。

○議長（大西徳三郎君）

お諮りします。河村志信君の副議長辞職を許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、河村志信の議会副議長辞職の許可については許可することに決定いたしました。

議会副議長辞職の許可についてが終了しましたので、河村志信君の入場を許可します。

〔副議長入場〕

河村志信君に申し上げます。

河村志信君の副議長を辞職することは、許可することに決定いたしました。

河村志信君は登壇し、御挨拶をお願いします。

○9番（河村志信君）

この1年、副議長という大役を仰せつかりまして、至らぬ中で、黒田議長の御指導の下、十分ではなかったと思いますが、皆さんの御指導の下、何とか1年を終えることができました。この1年の副議長職を今後の議員活動の糧としまして、より精進したいと思います。1年間ありがとうございました。（拍手）

○議長（大西徳三郎君）

ただいま副議長が欠けました。

お諮りします。ここで、議会副議長の選挙を日程に追加し、追加日程4として直ちに議会副議長の選挙を行いたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議会副議長の選挙を日程に追加し、追加日程4として直ちに選挙を行うことに決定いたしました。

追加日程4 議会副議長の選挙

○議長（大西徳三郎君）

追加日程4、議会副議長の選挙を行います。

選挙は投票で行います。

議場の出入口を閉めます。

[議場閉鎖]

ただいまの出席議員数は15人であり、定足数に達しております。

立会人を指名します。

会議規則第30条第2項の規定により、立会人に議席番号3番 飯尾龍也君と4番 片岡孝一君を指名します。

投票用紙を配付します。

念のため申し上げます。投票は単記無記名とします。

投票用紙に被選挙人の氏名のみを記載してください。

[投票用紙配付]

投票用紙の配付漏れはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

配付漏れなしと認めます。

投票箱の点検をいたします。

[投票箱点検]

異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

投票用紙に被選挙人の氏名を記入の上、事務局長が議席番号と名前を読み上げますので、1番議員から順番に投票願います。

[投票]

投票漏れはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

投票漏れなしと認めます。

投票を終了します。

ただいまから開票を行います。

立会人は、開票の立会いをお願いいたします。

[開票]

それでは、選挙の結果を報告いたします。

投票総数15票、うち有効投票14票、無効投票1票。

有効投票中、高田浩視君14票。

以上のとおりです。この選挙の法定得票数は4票です。したがって、高田浩視君が副議長に当選されました。

議場の出入口を開きます。

[議場開鎖]

会議規則第31条第2項の規定により、副議長に当選された高田浩視君が議場におられますので、当選の告知をいたします。

高田浩視君は登壇し、御挨拶をお願いします。

○新副議長（高田浩視君）

皆さんの御支持ありがとうございます。

この1年間、私の軽率な行動で多大なる迷惑をかけてきたと思います。それを全ての糧にして、これから大西議長を誠心誠意、精いっぱい支えていきたいと思っておりますので、これからも御協力と御指導をよろしくをお願いします。ありがとうございました。（拍手）

○議長（大西徳三郎君）

議事の都合により、暫時休憩いたします。

午後2時21分 休憩

午後3時57分 再開

○議長（大西徳三郎君）

再開をいたします。

ただいまの出席議員数は15人であり、定足数に達しております。

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第20 常任委員会委員の選任について

○議長（大西徳三郎君）

日程第20、常任委員会委員の選任についてを議題といたします。

お諮りします。常任委員会委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、私より指名いたします。

予算決算委員会に、高橋知子君、瀬川照司君、飯尾龍也君、片岡孝一君、高橋時男君、高橋勇樹君、今枝和子君、高田浩視君、河村志信君、堀部好秀君、鏝本規之君、黒田芳弘君、臼井悦子君、道下和茂君、以上14名を、総務企画委員会に、高橋時男君、高橋勇樹君、高田浩視君、臼井悦子君、道下和茂君、私、大西で以上6名です。文教福祉委員会に、高橋知子君、飯尾龍也君、今枝和子君、高田浩視君、黒田芳弘君、私、大西で以上6名です。産業建設委員会に、瀬川照司君、片岡孝一君、河村志信君、堀部好秀君、鏝本規之君、私、大西です。以上6名を指名したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、常任委員会委員には、ただいま指名したとおり選任することに決定いたしました。

これより常任委員会の委員長及び副委員長の互選を行っていただきたいと思っております。

予算決算委員会は全員協議会室で開催いたします。

予算決算委員会の互選終了後、総務企画委員会は全員協議会室、文教福祉委員会は第1委員会室、産業建設委員会は第2委員会室において開催いたします。なお、委員会条例第10条第2項の規定により、委員長が互選されるまでの間は、年長の委員が委員長の職務を行うことになっておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、暫時休憩いたします。

午後3時59分 休憩

午後4時14分 再開

○議長（大西徳三郎君）

それでは、再開をいたします。

ただいまの出席議員数は15人であり、定足数に達しております。

休憩前に引き続き会議を再開します。

各常任委員会の委員長及び副委員長が決定しましたので、御報告いたします。

予算決算委員会委員長 堀部好秀君、副委員長 道下和茂君、総務企画委員会委員長 高橋勇樹君、副委員長 臼井悦子君、文教福祉委員会委員長 今枝和子君、副委員長 黒田芳弘君、産業建設委員会委員長 河村志信君、副委員長 鏑本規之君、以上のとおりです。

日程第21 議会運営委員会委員の選任について

○議長（大西徳三郎君）

日程第21、議会運営委員会委員の選任についてを議題といたします。

お諮りします。議会運営委員会委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、私より指名いたします。

今枝和子君、高田浩視君、河村志信君、堀部好秀君、鏑本規之君、道下和茂君、以上の6名を指名したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって議会運営委員会委員は、ただいま指名したとおり選任することに決定いたしました。

これより議会運営委員会の委員長及び副委員長の互選を行っていただきたいと思っております。

議会運営委員会委員は第1委員会室に御参集ください。なお、委員会条例第10条第2項の規定により、委員長が互選されるまでは、年長の委員が委員長の職務を行うことになっておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、暫時休憩します。

午後4時16分 休憩

午後4時20分 再開

○議長（大西徳三郎君）

再開いたします。

ただいまの出席議員数は15人であり、定足数に達しております。

休憩前に引き続き会議を開きます。

議会運営委員会の委員長及び副委員長が決定しましたので、御報告いたします。

議会運営委員会委員長 道下和茂君、副委員長 高田浩視君、以上のとおりです。

議事の都合上、暫時休憩いたします。

午後4時20分 休憩

午後4時21分 再開

○議長（大西徳三郎君）

再開をいたします。

お諮りします。先ほど休憩中に議会だより編集特別委員会委員 高橋勇樹君、河村志信君、高田浩視君、片岡孝一君、高橋知子君、以上5名から、一身上の都合により辞任願が提出されました。

ここで議会だより編集特別委員会委員辞任の許可についてを日程に追加し、追加日程5とし、直ちに議題にしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議会だより編集特別委員会委員辞任の許可についてを日程に追加し、追加日程5として議題とすることに決定いたしました。

追加日程5 議会だより編集特別委員会委員辞任の許可について

○議長（大西徳三郎君）

追加日程5、議会だより編集特別委員会委員辞任の許可についてを議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、除斥のため高橋勇樹君、河村志信君、高田浩視君、片岡孝一君、高橋知子君の退場を求めます。

〔6番 高橋勇樹君、9番 河村志信君、8番 高田浩視君、4番 片岡孝一君、1番 高橋知子君 退場〕

お諮りします。議会だより編集特別委員会委員 高橋勇樹君、河村志信君、高田浩視君、片岡孝一君、高橋知子君、以上5名の辞任を許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議会だより編集特別委員会委員 高橋勇樹君、河村志信君、高田浩視君、片岡孝一君、高橋知子君、以上5名の辞任の許可については、許可することに決定いたしました。

議会だより編集特別委員会委員辞任の許可についてが終了しましたので、高橋勇樹君、河村志信君、高田浩視君、片岡孝一君、高橋知子君の入場を許可します。

[6番 高橋勇樹君、9番 河村志信君、8番 高田浩視君、4番 片岡孝一君、1番 高橋知子君 入場]

高橋勇樹君、河村志信君、高田浩視君、片岡孝一君、高橋知子君に申し上げます。

高橋勇樹君、河村志信君、高田浩視君、片岡孝一君、高橋知子君の議会だより編集特別委員会委員辞任を許可することに決定いたしました。

ただいま議会だより編集特別委員会委員が欠けました。

お諮りします。議会だより編集特別委員会委員の選任についてを日程に追加し、追加日程6として直ちに議題にしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。したがって、議会だより編集特別委員会委員の選任についてを日程に追加し、追加日程6とし、議題とすることに決定いたしました。

追加日程6 議会だより編集特別委員会委員の選任について

○議長（大西徳三郎君）

追加日程6、議会だより編集特別委員会委員の選任についてを議題とします。

お諮りします。議会だより編集特別委員会委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、私より指名をいたします。

高橋知子君、片岡孝一君、今枝和子君、高田浩視君、臼井悦子君、以上5名を指名したいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。したがって、議会だより編集特別委員会委員は、ただいま指名したとおり選任することに決定いたしました。

これより議会だより編集特別委員会の委員長及び副委員長の互選を行っていただきたいと思っております。

議会だより編集特別委員会委員は第1委員会室に御参集ください。なお、委員会条例第10条第2項の規定により、委員長が互選されるまでの間は、年長の委員が委員長の職務を行うこととなっておりますので、よろしく申し上げます。

それでは、暫時休憩します。

午後4時26分 休憩

午後4時29分 再開

○議長（大西徳三郎君）

再開をいたします。

ただいまの出席議員数は15人であり、定足数に達しております。

休憩前に引き続き会議を開きます。

議会だより編集特別委員会の委員長及び副委員長が決定しましたので、御報告いたします。
議会だより編集特別委員会委員長 白井悦子君、副委員長 今枝和子君、以上のとおりです。
暫時休憩します。

午後4時30分 休憩

午後4時30分 再開

○議長（大西徳三郎君）

再開します。

ただいまの出席議員数は15人であり、定足数に達しております。

休憩前に引き続き会議を開きます。

このたび、私は一身上の都合により、庁舎整備検討特別委員会委員の職を辞したいので、ただいまの休憩中、辞任願を提出しました。これより私の一身上の事件に関しますので、地方自治法第117条の規定により、除斥のため退場することとし、副議長と交代いたします。

〔議長退場〕

〔副議長 議長席に着席〕

○副議長（高田浩視君）

ただいま大西議長から庁舎整備検討特別委員会委員の辞任願があり、退場されましたので、地方自治法第106条第1項の規定により、私が議長の職務を行います。

お諮りします。ここで庁舎整備検討特別委員会委員辞任の許可についてを日程に追加し、追加日程7とし、直ちに議題とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、庁舎整備検討特別委員会委員辞任の許可についてを日程に追加し、追加日程7として直ちに議題とすることに決定しました。

追加日程7 庁舎整備検討特別委員会委員辞任の許可について

○副議長（高田浩視君）

追加日程7、庁舎整備検討特別委員会委員辞任の許可についてを議題といたします。

お諮りします。庁舎整備検討特別委員会委員 大西徳三郎君の辞任を許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、庁舎整備検討特別委員会委員 大西君の庁舎整備検討特別委員会委員辞任の許可については、許可することに決定しました。

庁舎整備検討特別委員会委員辞任の許可についてが終了しましたので、大西君の入場を許可します。

〔議長入場〕

大西徳三郎君に申し上げます。

大西徳三郎君の庁舎整備検討特別委員会委員辞任を許可することに決定しました。

これで私の職務は終了しました。御協力ありがとうございました。

大西徳三郎君、議長席へお願いいたします。

〔議長 議長席に着席〕

○議長（大西徳三郎君）

ただいま庁舎整備検討特別委員会委員が欠けました。

お諮りします。庁舎整備検討特別委員会委員の選任についてを日程に追加し、追加日程8とし、直ちに議題としたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、庁舎整備検討特別委員会委員の選任についてを日程に追加し、追加日程8とし、議題とすることに決定いたしました。

追加日程8 庁舎整備検討特別委員会委員の選任について

○議長（大西徳三郎君）

追加日程8、庁舎整備検討特別委員会委員の選任についてを議題とします。

お諮りします。庁舎整備検討特別委員会委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、私より指名します。

高田浩視君を指名したいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、庁舎整備検討特別委員会委員は、ただいま指名したとおりの選任することに決定いたしました。

これより庁舎整備検討特別委員会の委員長長の互選を行っていただきたいと思っております。

庁舎整備検討特別委員会委員は第1委員会室に御参集ください。

それでは、暫時休憩します。

午後4時36分 休憩

午後4時42分 再開

○議長（大西徳三郎君）

それでは、再開いたします。

ただいまの出席議員数は15人であり、定足数に達しております。

休憩前に引き続き会議を開きます。

庁舎整備検討特別委員会の委員長が決定しましたので、御報告いたします。

庁舎整備検討特別委員会委員長 臼井悦子君、副委員長 河村志信君、以上のとおりです。

ここで暫時休憩いたします。

午後 4 時 42 分 休憩

午後 4 時 44 分 再開

○議長（大西徳三郎君）

再開いたします。

ただいまの出席議員数は15人であり、定足数に達しております。

休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りします。現在、監査委員が欠員となっております。よって、お手元に配付のとおり、議案第53号 本巣市監査委員の選任についてを日程に追加し、追加日程9として直ちに議題としたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第53号 本巣市監査委員の選任についてを日程に追加し、追加日程9として直ちに議題とすることに決定しました。

追加日程9 議案第53号（上程・説明・質疑・討論・採決）

○議長（大西徳三郎君）

追加日程9、議案第53号 本巣市監査委員の選任についてを議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、13番 臼井悦子君の退場を求めます。

〔13番 臼井悦子君 退場〕

それでは、市長に提案理由と説明を求めます。

市長 藤原勉君。

○市長（藤原 勉君）

それでは、ただいま追加提案になりました議案第53号につきまして提案説明を申し上げたいと思っております。

本巣市監査委員の選任についてでございます。

議員のうちから選任する監査委員につきまして、議員選出委員の死亡により現在欠員となっていることから、新たに臼井悦子氏を選任したいので、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。よろしく御審議いただきまして、御同意賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（大西徳三郎君）

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第53号については、委員会付託を省略したい

と思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第53号は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第53号を採決します。

本巣市監査委員に臼井悦子君を選任することについて、同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員です。御着席ください。議案第53号 本巣市監査委員の選任について、本巣市監査委員に臼井悦子君を選任することについて同意することに決定いたしました。

臼井悦子君の入場を許可します。

〔13番 臼井悦子君 入場〕

臼井悦子君に申し上げます。

臼井悦子君が本巣市監査委員に選任されました。

閉会の宣告

○議長（黒田芳弘君）

以上で、本会議に提出された議案は全て終了いたしました。

これをもちまして、令和4年第3回本巣市議会定例会を閉会とします。30日間にわたり、大変お疲れさまでした。

午後4時48分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長 黒 田 芳 弘

新 議 長 大 西 徳 三 郎

副 議 長 河 村 志 信

新 副 議 長 高 田 浩 視

署 名 議 員 鏝 本 規 之

署 名 議 員 白 井 悦 子

署 名 議 員 道 下 和 茂